

平成 19 年

第 3 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 19 年 8 月 28 日開会

柳泉園組合議会

平成19年第3回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・平成19年度柳泉園組合行政視察の実施について.....	20
○閉 会	21

平成19年第3回

柳泉園組合議会定例会会議録

平成19年8月28日 開会

議事日程

- 1 会期の決定
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
 - 5 平成19年度柳泉園組合行政視察の実施について
-

1 出席議員

1 番 篠 宮 正 明	2 番 野 島 武 夫
3 番 上 田 芳 裕	4 番 板 垣 洋 子
5 番 小 峰 和 美	6 番 相 馬 和 弘
7 番 長谷川 正 美	8 番 原 正 子
9 番 柏 谷 いさむ	

2 関係者の出席

管 理 者	野 崎 重 弥
副 管 理 者	星 野 繁
副 管 理 者	坂 口 光 治
助 役	森 田 浩
会計管理者	関 一 夫
清瀬市市民生活部長	金 子 宗 助
東久留米市環境部長	小 山 満
西東京市生活環境部長	斎 藤 静 男

3 事務局・書記の出席

総務課長	大 野 常 雄
施設管理課長	蛭 田 義 一

技術課長	櫻井茂伸
資源推進課長	涌井敬太
書記	山田邦彦
書記	小林光一
書記	本間尚介

午前 9時56分 開会

○議長（篠宮正明） おはようございます。

ただいまより平成19年第3回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

議員は全員出席であります。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（篠宮正明） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて8月21日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります上田芳裕議員に報告を求めます。

○3番（上田芳裕） おはようございます。去る8月21日（火）、代表者会議が開催され、平成19年第3回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告を申し上げたいと思います。

平成19年第3回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、8月28日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、既にお手元に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行います。行政報告につきましては、報告終了後に質疑をお受けいたします。

最後に、「日程第5、平成19年度柳泉園組合行政視察の実施について」を事務局より説明を受け、予定期日をもって行政視察を行いたいと思います。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第3回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（篠宮正明） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（篠宮正明） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の両君を指名いたします。

第7番、長谷川正美議員、第8番、原正子議員、以上のお二方をお願いいたします。

ここで管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（野崎重弥） おはようございます。平成19年第3回柳泉園組合議会定例会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

議員の皆様方には、各市とも第3回定例会を控えましてそれぞれお忙しい中を御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日の定例会におきましては、平成19年5月から7月までの柳泉園組合の定例業務につきまして行政報告を中心に御説明申し上げますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、平成19年度柳泉園組合研修視察の日程及び視察場所等につきまして事務局より御説明させていただきますので、当日はぜひ御出席賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、第3回定例会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し述べさせていただきました。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） ありがとうございます。

○議長（篠宮正明） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（篠宮正明） 「日程第4、行政報告」を行います。

行政報告に入ります前に、管理者より行政報告資料配付の依頼があり、これを許可いたしますので、資料を配付いたします。

〔資料配付〕

○議長（篠宮正明） それでは、行政報告をお願いいたします。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成19年5月から平成19年7月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務についてでございますが、関係市の清掃担当部課長等をもって構成いたします柳泉園組合事務連絡協議会につきましては、今期は5月15日に開催してございまして、平成19年第2回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等についての協議を行っております。

続きまして、（2）の情報公開の状況についてでございますが、表1に記載のとおり、今期は1件の情報公開請求がございました。全部公開を行っております。

なお、請求の内容でございますが、多摩地域ごみ処理広域支援実施協定に基づく小金井市可燃ごみ焼却処理委託契約の契約書の請求がございました。

次に、（3）の見学者の状況でございますが、表2に記載のとおり、今期は31件1,807名の見学者がございました。

続きまして、2の会計関係でございますが、ごみ処理手数料の徴収状況でございます。表3に記載のとおりでございます。

次に、2ページをお開き願いたいと思います。

3の監査の（1）例月出納検査についてでございますが、両監査委員さんにおかれまして7月10日に例月出納検査が行われております。

また、（2）の平成19年7月4日付柳泉園組合職員措置請求についてでございますが、いわゆる監査請求が提出されております。今その措置請求の写しを御配付させていただいたところでございますが、請求の趣旨は2点ございまして、1点目は、小金井市からの要

請に基づく可燃ごみの焼却処理委託契約の無効もしくは取り消しを求めるもの、2点目は、柳泉園組合の公金支出の差し止めを求めるもの、この2点でございます。この監査請求を受けまして、7月10日及び8月10日に本件請求に対します要件審査が行われております。自治法に定める請求の要件を備えていると認められております。この結果、8月17日に請求人3名による陳述が実施されております。現在、監査結果の通知期限であります9月3日に向けまして監査が実施されているというところでございます。

なお、同様の趣旨の監査請求が東村山市及び小平・村山・大和衛生組合にも提出されているとお聞きしてございます。

続きまして、4の契約の状況でございますが、「行政報告資料」に記載のとおり、今期は6件の工事請負契約と1件の委託契約を行っております。

次に、3ページをお開き願いたいと思います。ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は4ページの表4-1のとおりでございます。2万3,433トンでございます。これは昨年同期と比較いたしまして1,022トン、4.2%減少してございます。ごみ搬入量の内訳といたしましては表4-2から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。可燃ごみ、不燃ごみにつきましては減少、粗大ごみにつきましては昨年同期と比較し増加してございます。特に、不燃ごみにつきましては、昨年10月から清瀬市及び東久留米市におきまして容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことによりまして、搬入量が昨年同期と比較いたしまして、2市合計ではございますが、647トン減少してございます。

なお、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく小金井市の可燃ごみの受け入れにつきましては年間契約量489トンでございますが、今期は158トンの可燃ごみを受け入れてございます。小金井市の可燃ごみを含めました今期の総搬入量は2万3,591トンで、昨年同期と比較いたしまして864トン、3.5%の減少でございます。

次に、5ページ下段の表4-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

また、6ページの表5-1及び5-2につきましては有害ごみの搬入状況を表にまとめてございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、表6-1及び7ページの表6-2でございますが、缶等の資源物の搬入量をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,253トンで、昨年同期と比較し76トン、

3. 3%減少しております。

続きまして、2の施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートでございますが、順調に稼働しております。

次に、クリーンポートにおける今期の主な整備状況でございますが、2号炉及びごみ・灰クレーンの定期点検整備補修を実施し、完了いたしております。

次に、柳泉園クリーンポートの処理状況でございますが、7ページの表7に記載させていただいておりますが、平成18年10月から清瀬市及び東久留米市における容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことによりまして、クリーンポートで焼却している軟質系プラスチック類等可燃物の焼却量が昨年同期と比較いたしまして757トン、28.7%減少しております。

また、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等につきましては8ページの表8から表10に記載してございまして、それぞれ排出・排除基準に適合してございます。

次に、9ページ上段でございます。不燃、粗大ごみ処理施設の稼働状況でございます。

今期も順調に不燃ごみ等の破碎処理を行っております。記載のとおり、定期点検整備補修を実施いたしました。また、不燃ごみ等の処理状況につきましては9ページの表11に記載してございますが、容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことに伴いまして、不燃ごみの処理量は昨年同期と比較し減少傾向にございます。

また、(3)のリサイクルセンターにつきましても、今期も順調に資源物の資源化に努めているところでございます。資源化の状況につきましては9ページ表12に記載のとおりでございます。

次に、10ページでございます。

3の焼却残渣の最終処分場への搬出でございますが、引き続き、東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場エコセメント化施設に全量を搬出しております。今期は2,770トンで、これは昨年同期と比較し201トンの減少となっております。

なお、小金井市の可燃ごみ焼却に伴う焼却残渣を含めました総搬出量は2,791トンで、昨年同期と比較いたしまして180トンの減少でございます。

搬出状況につきましては表13に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物の再利用状況でございます。

不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、くずガラ

ス等につきましては、埋立処分場の延命化を図るため、埋立処分をせずRPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表14に記載のとおりでございます。

次に、11ページでございます。し尿処理施設関係でございます。

今期のし尿の総搬入量は550キロリットルと、昨年同期の700キロリットルに比べまして150キロリットル、21.5%の減少でございます。表15-1から表15-4に搬入状況の詳細を記載してございます。

また、12ページの施設の状況でございますが、活性炭の交換、空調設備保守点検等を実施しております。

し尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては表16に記載してございます。結果はそれぞれ排除基準に適合いたしてございます。

続きまして、13ページでございます。施設管理関係でございますが、各施設の利用者の状況でございます。

野球場につきましては今期は335回と昨年同期の275回に比べ21.8%の増、テニスコートは1,042回と昨年同期の999回に比べ4.3%の増、室内プールは2万6,039人と昨年同期の2万6,195人に比べ0.6%の減、浴場施設につきましては2万6,444人と昨年同期の2万7,651人に比べ4.4%の減となっております。詳細につきましては表17-1、表17-2に記載のとおりでございます。

また、各施設の使用料の収入状況につきましては表18に記載のとおりでございます。

最後でございますが、14ページの施設の管理状況でございます。

室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表19及び表20に記載してございます。それぞれ測定結果の数値につきましては基準に適合いたしてございます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（篠宮正明） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○4番（板垣洋子） 7ページの表7のところになるんですけども、小金井市の5月のごみと7月のごみの量が大変多くなっております。年間489トン受け入れる計画でしたので、1カ月にしても、5月、7月は月で割っても多いように思えます。また、3カ月1期としてもやはりこの量はとても多いように思えるんですけども、何か理由があるので

しょうか。それから、このような現状に対して何か対応がされているのか、教えてください。

それから、9ページのところの上のあたりにバグフィルターの清掃とありますけれども、これはどこか委託をされて行ったのでしょうか。もしくは職員の方がされたのであれば、どのような安全対策が、安全面に対してどのような配慮がされたのか、教えてください。

以上2点お願いいたします。

○総務課長（大野常雄） 小金井市からの受託ごみですけれども、これは柳泉園だけではなくて、お隣の東村山市、武蔵野市、それから小平・村山・大和衛生組合、西多摩衛生組合ということで幾つかの団体に可燃ごみをそれぞれ振り分けております。それぞれの施設の持っている処理量、それと、それぞれ各団体ごとで定期点検等の日程がございますので、それを調整した結果、489トンなんですけれども、それぞれの月に割り振って。特に7月は6月に比べて多く入るということではなくて、全体としての小金井市から出るごみの量をそれぞれの状況に応じて配分した中での量でございます。

参考までに申し上げますと、小金井市、5、6、7月と実際に入ってきている中では、5月の搬入計画量は83トンということで当初予定したんですけれども、実際の搬入量は82トン210キログラムということで、量にしますと微量でございますが、790キログラム、1%の減にはなっております。それから6月も、これも、それぞれ割り振った中で、搬入計画では17トンですけれども、この期だけは多目にということで18トン、それでも約10%増ぐらいの量でこの期は済んでおります。7月に入りまして、計画は60トンなんですけれども、搬入実績では57トン170キログラムということで、こちらは4.7%減となっております。

極力ごみの変動がないように入れさせてはいるところでございますが、水分等もございますので、トータル的には489トン以内でごみは処理をしていくという考え方でございます。

○資源推進課長（涌井敬太） バグフィルターの清掃の御質問ですが、こちらのバグフィルターは、不燃・粗大ゴミ処理施設に設置されておりますバグフィルターでございまして、いわゆる焼却炉のものとは異なるものでございます。

清掃は年4回、委託いたしまして実施しております。破碎処理をする際に、ほこり等が出ますので、それらを除去するために設置されているものでございます。

○4番（板垣洋子） 小金井市のごみの受け入れの件なんですけれども、私たちがいただ

いているのは年間489トン以内ということなので、月割りでどのような計画がされているのかというのは示されていないように思いますので、もしそのようなことが可能であればそのことを示していただくと、年間計画より少なくその月々で入っているということがわかりますし、安心材料にもなりますので、そのようなことが可能であればお願いしたいと思います。

○議長（篠宮正明） 今、年間の割り振り量ということで、その資料は出ますか。

○総務課長（大野常雄） 後ほど配付させていただきます。

○議長（篠宮正明） では、後ほど配付ということでお願いいたします。

ほかにございませんか。

○3番（上田芳裕） 2点ございます。

1点は、措置請求の件であります。内容は今御説明いただき、また、資料も配付していただきまして、ありがとうございます。内容に言及するような発言が果たしてどこまで許されるか、少し私もわからないのでありますけれども、なぜそういう質問をするのかということを説明するためにはどうしても必要かなと思うんですが、内容の小金井のごみは取り消してもらいたい、それから公金の支出も差し止めろと、こういうことです。内容はわかりますけれども、この小金井のごみの受け入れについては、私も議会で参加をさせていただき、発言もさせていただきました。そういう意味では、お互いだということと、残念ではあるけれども受け入れざるを得ないだろうと、こういうことで現在に至っているのであらうと私は理解しております。

そこで、そもそも措置請求をどこへ出されるかは自由でありますから、それはそれでよろしいんですけれども、原因市であります小金井市あるいは小金井市の市民の方に、こういう出し方はやめてほしいという措置請求が出ているのかどうなのか。私どもは、生意気な言い方をさせていただければ、恐らく小金井市の市民の方が困るであらうということで御協力をさせていただける範囲で御協力させていただきますよと、なぜならば、いずれ我々がどこかでどこかの市に対してまた同じような御協力をお願いする場面が来るやもしれない。ないことを望むわけでありましてけれども、来るやもしれないと、そういうことを考えますとお互いさまだということもあって受け入れたと。先ほども申しましたように、そういう経過があるであらうことを考えたときに、それはけしからんという意見はもちろん自由ですからいいんですけれども、であるならば、原因市である小金井市に対してどういふ措置請求が出ているのか、その辺をぜひ知りたいなと、こう思ったものですから質問

させていただきました。少し前段が長くなって申しわけないんですけども、今言いましたように、その説明をしないと少し質問の意味が御理解していただけないかと思ったものですから、申しわけないと思っております。それが1点です。

それともう1つは、いわゆる「行政報告資料」の中の契約の案件であります。これは、予定価格というのは事前に公表をしておる内容といえますか、金額なのかどうか。

以上、この2点よろしく申し上げます。

○総務課長（大野常雄） 小金井市に対しての措置請求は出ているのかということでございますが、確認している中では出ていないと伺っています。

それから、予定価格の件でございますが、この期につきましては予定価格については公表はしておりません。

○3番（上田芳裕） 措置請求の件につきましてはよくわかりました。ありがとうございます。

それから、予定価格については事前公表しておらないと、こういうことであります。ありがとうございます。

そこで少し質問なんです。テニスコートのトイレ等の設置工事の工事案件がございます。予定価格と契約金額がぴったり一致しているんですね、これは指名競争入札ですけども。指名競争入札で予定価格がぴったり契約金額と一致するということはどうとらえるかということでもありますけれども、金額の多寡はともかくとしても、プロがやるんですからこういうことになるのかなと、そういうふうにも思いしながら、ある意味では少し神業的なあれかなとも思いながらも非常に複雑な思いで資料を見させていただきました。

それで、事前公表していないということでもありますので、落札は落札としてそれはそれでよろしいわけでもありますけれども、ただ、やはり説明する中で、これからますます内外ともいわゆる納得性の問題というのは当然要求されるであろうと。もちろん何か疑問があるとかおかしいとか、そういうことを私は言っているわけではないですよ。言っているわけではないんですけども、普通一般世間の常識から考えてということで今質問していますので、その辺は組合の職員の方も一生懸命努力をして今日に至っていることを私はもう十分よく承知しておりますので、さらに一層の努力をお願いしたいと、これが質問の趣旨であります。

ありがとうございました。

○助役（森田浩） 柳泉園におきます入札改革につきましては日々努力をさせていただ

ているところでございますが、そういう中で今回のテニスコートの入札結果というものがこういう形で出たということは、これはあくまでも公平性、透明性を確保した中で結果としてたまたまこうなったということで、御理解いただきたいと思っております。

ただ、あくまでも指名競争入札ですから、本来ですと常識的に考えた場合には、このような結果は、今、議員御指摘のように、通常でしたらあり得ないし、好ましい結果ではないと感じているところでございます。

そういう中で、現在、試行的でございますが、8月から一定の設計額以上の工事につきましては予定価格の事前公表を行っております。予定価格を事前公表いたしまして、入札につきましても郵便局どめで、だれが入札に参加しているかわからないというところの制度を取り入れ透明性を向上させていこうではないかということで今、試行的にやらせていただいております。

今後、入札改革につきましては、希望制の入札制度の検討とか、いろいろ改善に向けて今後とも努力していきたいと思っております。

○議長（篠宮正明） ほかにございますか。

○7番（長谷川正美） 資料の3ページなんですけれども、工事内容はクリーンポートに設置されているごみクレーン1号機のバケット部の交換補修ということなんですけれども、これは日立ですけれども、ほかの例えば東芝とか三菱とかというものと比べてどうなのかということの検証がなされているのかどうかということが知りたいんです、1つには。性能とか価格とかということがどうなのか。それが1点。

それから、バケット部の交換補修ということなんですけれども、具体的に言うとうどういうことなのか。つめの部分のことを言うのかなとか思ったりしているんですけれども、そのことが2点。

それから性能発注方式、性能からいったら、本体が日立であれば日立の部品を購入しなければいけないという考え方かもしれませんけれども、私もこういう大型の機械には一時期携わったことがあって、それは東京電力株式会社の発電機関係なんですけれども、具体的にはいろんな実験をしながら、なおかつ同じ性能でいけるという、例えばアメリカのメーカーのものを日本製に切りかえていくという、そういう具体的な努力をさせてもらった経験等もあるんですけれども、性能発注方式についてもどういうことなのか、少しお伺いしたいんですけれども。

○技術課長（櫻井茂伸） このバケットの件ですが、平成18年度にまず2号機の入札を

行っております。実は、もともとのついていたバケットは、株式会社天満電機産業というところのバケットがついておりました。それが平成12年から運転し始めまして約6年間使ってまいったんですが、かなり老朽化が激しくなったものですから、そこで、議員のおっしゃっているように、性能の比較をしまして、当然——失礼しました。平成18年のときに入札に指名した業者の名前が今ここに手元がないので、後でお知らせしたいと思うんですが、そのときに、株式会社天満電機産業ではなくて、これは入札でできるだろうということで技術課内で検討がありまして、技術的にまず2号機——2号機から順番にいったものですから2号機をやって、それで今期については1号機をやると。あともう1つ実はバケットが予備があるんですけども、それについてはまた次回やらせていただくとは思っているんですけども、そういう形で検討をさせていただきました。

それから、バケットなんですけれども、今、議員がおっしゃったように、つめも確かに傷むんですが、つかむときにかなり力がかかるところは本体にかかるものですから、そちらにもやはり溶接したところにクラックが発生しまして、それは当然6年間の間に何度か補修したんですが、やはり少し補修がし切れないということがあったものですから、バケットの全取っかえというんですか、全部そっくり交換をしております。

それから、先ほどの3番目の性能発注なんですけれども、最初にお話し申し上げましたように、ここは自動クレーンにもなっているものですから、つかむ量ですね、それからあと、もちろんそういう力学的な構造的な力をすべて考慮して、もともと入っていたメーカーではなくて入札でいけるということで入札はさせていただいたんですが、では、例えば2号機は日立を入札でとりました。そのとき、1号機をまた入札してしまうと、今度、日立が入るかどうかわからないわけですね。そうすると、例えばこれから、今回2つ入りましたけれども、3つともメーカーが違ってしまうということになりますと、それについて部品も3種類用意しなければいけないとか、そういう問題があるものですから、今回の1号機については随意契約ということで日立に決めさせていただいております。

○7番（長谷川正美） それと少し直接結びつかないんですけどもお伺いしておきたいんですけども、東京電力株式会社の柏崎刈羽原発でクレーン関係の故障がありました。あれはもし本体に故障があつて——というのは原子炉の話ですけども、故障があつて、クレーンをどうしても使わなければいけないとなったら、その作業が全然できない。ここでも同じことが言えると思うんです。クレーンが故障しているために作業ができない、進まないということになりかねないんですけども、その辺はどういうふうにされているの

か。

例えば、私は、大きなプラント関係では新日本製鐵の君津工場なんかを扱ったことがあるんですけども、ラインが長いですから、横にとにかく自由に動くクレーンがそれぞれ何十台という形が動いておりますので、その場その場で作業しますので、1基クレーンが故障しても代替は幾らでもあるという形で、私の担当したのはツイーターだと1キロ200ありますので、そのくらいの長いラインだと、もう限りないクレーンとかがあるので、そういったことが自由なわけですけども、ここも見てみると1基だけです、基本的には。そこが何かあった場合はどうするのか。たまっているのを炉へ持っていかなければいけないわけですね。そのためのクレーンです。それが故障した場合にどうなるのかということ、余分な心配かもしれないんですけども、お聞かせ願いたいんです。

○技術課長（櫻井茂伸） 確かに議員のおっしゃるとおり、清掃工場はやはりクレーンが動かないと、当然燃料でございますので、全炉停止になってしまいます。もちろん、そうすると、市民に対して収集ができなくなってしまうことになりますので、実際にはクレーンが2基ございます。ですから、バケットだけではなくて、その本体も2台ついています。それプラス、バケットについては消耗度が激しいものですから、予備バケットというものがありまして、バケットについては3台ございます。

それから、当然そういうことでございますので、よく議員も御存じだと思うんですけども、法令的にも2年に1回法令検査、これは官庁立ち会いです。今、日本クレーン協会というものが検査に来て、2年に1回やっています。それ以外に自主検査というのがございまして、法令検査の間に、だから2年に1回は自主検査というものをやって万全を期している状況でございます。

○8番（原正子） 3ページのところで、東久留米と清瀬がその他プラスチック類を資源として扱っているということでプラスチック系のものが減っているわけですけども、これが始まる時に、夏場はどうしても水分の多いごみがたくさん出るので、こういうものが減ることになると、たしかガスでしたでしょうか、そういうものを燃焼させるときに投じていく必要が出てくるということを知っていたかに思うんですけども、そのようなことがこの流れの中で現実的にはどのようになっているのかということをお聞かせください。

それから、入札のところなんですけれども、7ページと6ページに関して少し伺いたいのですが、私は、随意契約の場合でも予定の価格というのは公表されていないというふう

に今の説明を聞いて思ったのですけれども、これは全く同じ金額で契約がされていて、同じ随意契約でも多少金額が違うという契約もこの中には見受けられたりするのですが、これはどのようなことなのかを説明いただきたいと思います。

それから、6ページの点検整備に関する指名競争入札ですけれども、2社で大変開きのある入札価格が示されていて、予定価格がちょうど真ん中ぐらいで、上限と下限みたいな感じすらしてしまうわけですが、この点検整備について、妥当性のある金額というのはどういうところで判断をするのかというのが少し私にはわかりませんでしたので、それをぜひ教えていただきたいと思います。お願いします。

○技術課長（櫻井茂伸） ごみの水分の関係でございますが、当然小金井のものに限らず、例えば雨が降ったとか台風が来たとか、そういう場合がございます。それには、もともと設計思想の中にそういうものに十分耐えられるようにキャパシティーというんですか、そういう範囲を持っています。ですから、もしそのキャパシティーを外れた場合でも、安全に焼却をするために例えばバーナーをたくとか、そういうこともやっておりますので、このくらいの——このくらいと言っただけでも、1%とか、もしくは10%ぐらいの範囲のものが来ましてもクリーンポートでは十分に対応できると考えております。

○議長（篠宮正明） もう1点。

○総務課長（大野常雄） 2点ほどございまして、まず、クリーンポートの設備管理台帳システム作成委託については、これはもともと住重環境エンジニアリング株式会社そのものが柳泉園のクリーンポートの建設を行ってきたということと、やはり過去の定期点検等の内容について熟知をしているということで、こちらの金額については、業者から当初は金額を聞いた中で、なおかつ予定価格についても精査した中で設けさせていただいております。結果的には契約金額が予定価格と同一になっていますが、今までのオーバーホール等も、今後、ここに書いてありますように、電子データベース化して、通年的に予算を少しでも減らそうということで、過去の実績をこの中に入れていくという作業がございますので、そういったことでこちらは対応したということでございます。

それから、リサイクルセンターの金額、5社指名いたしまして3社が辞退になっております。金額だけを見ますと大分開きはあるんですけれども、どこをもって適正な価格かと申し上げますと、これは予定価格ということでここに金額を載せているわけですが、これは従前から申し上げているとおり、東京都等、積算資料、そういったものの人件費、物件費、そういったものを積み上げた中でこの価格を計上しています。実際に出てき

た金額についてはこういうことで出ていますが、私どもの考え方としては、この予定価格を満たしていれば、これが標準の価格になるのではないかなという考え方で進めているところでございます。

○8番（原正子） ごめんなさい。3ページのことについては、小金井のごみの受け入れという部分だけではなくて、プラスチック類が減っているということは、それが助燃剤で、燃やされるときに石油のかわりをしていったというイメージがあったものですから、減っている分だけ燃えにくいようなことがあってガスのバーナーを使うという日数がふえてるとか、そういうことがあるのかどうかということを知りたかったんです。もう一度お願いします。

それから、今少し意外だったんですけども、7ページのシステム作成委託のところですけども、事前にいろんな関係性でこのくらいはかかりそうということを知って予定価格が立てられ、それにちょうどいい金額が来て随意契約になったという理解でよろしいのでしょうか。もう一度聞かせてください。

それから、指名競争入札でなるべく安く契約できるということはいいとは思いますが、妥当性というものがどこにあるのかという基準をきちんと持っているということが——もちろん、これが予定価格で、いろんなものを積算したらこうなって、それに見合うものがなかったの、それ以下のところに契約をしたということなのかもしれませんけれども、本来であれば、この1,300万円という金額でも十分にそれは業務が執行できる金額なんだということの整理があってなさっているとは思いますが、その辺が少しわかりにくいという感じを持ちました。

前回の会議のときに、一番高くペットボトルを入札金額で上げたところに契約をしたら、すぐにそこが会社更生法の適用を受けたということがございました。そういうことを考えれば、やはり何が一番適正な金額なのかというのはとても難しいかもしれませんが、その辺は委託を出す側にもそれなりの専門的なお考えとか根拠を持つということが重要ではないかを感じるわけですが、いかがでしょうか。

○技術課長（櫻井茂伸） 大変失礼いたしました。プラスチック類の関係で減っているということですね。助燃剤という言い方もあるんですけども、実際もともと可燃ごみの中には16%ほどプラスチック類が入ってございます。それで、この中に粗大から集積、軟質系のプラスチック類ということで入っているわけでございますが、現状のところはそれほど、例えば助燃をしなければいけないとか、そういう状況は起きていないんですけど

も、今後、やはり試算しますとこれだけのカロリーがありますので、将来的にはそういうことも出てくるとは思いますけれども、今の現状ではそういうことは起きておりません。

○総務課長（大野常雄） 1点目のクリーンポートの設備管理台帳の件でございますが、契約理由にもございますように、ハードの面につきましては、ここにもございますように、この業務は、特殊プラント全般についての知識があり、業務の実績のある業者でなければ遂行できない。この業務を遂行できる業者が他にいないため当該委託業者と契約したということになっております。金額につきましては、先ほど申しましたように、予定価格につきましては私の方で積み上げて、この程度かかるということで積算してきたところでございますが、先ほども言いましたように、住重環境エンジニアリング株式会社から出てきた金額が予定価格と一致をしたという言い方は少しおかしいんですけれども、それと結果的には同額の形で契約を行ったということで進めたということでございます。

それから、リサイクルセンター定期点検整備補修の件でございますが、この金額の問題がございます。いつの議会か失念したんですけれども、最低制限価格を設けることも1つ必要ではないかということで議員からも質問があったんですけれども、私どもでは指名競争ということでやっているものでございますので、指名競争を行った以上は、ここに参加される方は金額の大小にかかわらず私どもの内容で仕事ができるということで参加されているということで、ここを見てわかりますように、3社の会社では辞退をされているということもございますので、私どもといたしましては、この契約金額でこの業者は仕事が遂行されるということを考えた上で参加していただいているのではないかと考えているところでございます。

○8番（原正子） そうしましたら、この随意契約のところでは2ページ、3ページのところは多少なりとも契約の方がお安くなっていたりとかするわけですが、これはたまたまこういうことなのという理解でしょうか。お願いします。

○総務課長（大野常雄） 2ページ、3ページにつきまして予定価格を下回った金額で契約しておりますが、これも、先ほど言いましたように、業者が出してきた金額が、私どもの予定価格にある程度達しているということで私どもでは契約をしたということでございます。

○助役（森田浩） 少し補足させていただきたいんですけれども、クリーンポートの設備管理台帳の予定価格と契約金額が同額だということにつきましては、まず、随意契約がどういう状況のときにできるかということなんですけれども、随意契約ができる条件としま

しては、地方自治法で競争入札をすることが不利と認められるときとか、時価にして著しく有利な価格で契約ができるということの場合には随意契約ができますよということになっております。今回のこのクリーンポートにつきましては、業務の内容が非常に特殊性が高いということで、どうしてもこの業者でなければ逆に金額が高くなってしまうという状況なものですから、あくまでも1社の特定の業者と随意契約したということによって同額になってしまったと。

それから、ほかの随意契約につきましては、そういう特殊性がない場合には必ず2社以上の見積もり合わせによって行うということもうたわれておりますから、その結果、契約額に差が出てきたということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（篠宮正明） いいですか。

では、少し次の質疑に入る前に、先ほどの長谷川議員の部分での答弁があったと思えます。

○技術課長（櫻井茂伸） 先ほど平成18年度に選定した業者ということで、このときに経営状況の信用状況とか、それから地理的要件、官公庁の実績、あと技術の適合性、そういうものを加味しまして選考しまして、株式会社日立プラントテクノロジー、それから住重環境エンジニアリング株式会社、石川島運搬輸送機械株式会社、この3社で入札をしております。

○議長（篠宮正明） それと、先ほどの板垣議員の資料要求の準備ができましたので、御配付をいたします。

〔資料配付〕

○議長（篠宮正明） 続いて、粕谷議員。

○9番（粕谷いさむ） それでは、1点だけお伺いさせていただきます。

6ページの資源物の搬入状況、表6-1で、前回の2月から4月までもそうだったんですが、西東京市が古紙と布類の搬入がすごく少ない。5月にはゼロで、6月が車で1台分ある、70キログラム、7月もゼロということで、前回の定例会の資料も全部3カ月間ともゼロだったわけですが、人口からいけば清瀬、東久留米よりもはるかに多量の古紙とか布類が出るのかなと思うんですが、こういった処理の仕方というか、対応をされているのか、少しお伺いをいたします。

○資源推進課長（涌井敬太） 西東京市の古紙・布の件でございますが、平成18年度の4月から西東京市からは、公車、いわゆる市の収集の古紙類は搬入されておられません。個

人で西東京市から持ち込まれた古紙類があるものですから、そういった数字が少し、今回ですと6月で70キロですか、こういった少ない数字として表示されるものでございます。

○9番（粕谷いさむ） 個人から持ち込まれたのが6月ですね。1台ということなのですが、これは西東京市ではなければ答えられないものなんですか。どういう対応の仕方というか、処理の仕方をしているというのは柳泉園組合の部署では答えられないということでしょうか。

○議長（篠宮正明） これは西東京の制度ですね。

○9番（粕谷いさむ） わからないですね、こっちは。特殊な方法でというか、ルートで処理をされているのかなと思って、少しその辺をお伺いしたいと思って質問したわけなんですけど、もし無理なようだったらほかからまた調べますので、それは結構ですけども、聞きたいところはそこなんです。

○議長（篠宮正明） では、資源推進課長、答弁お願いします。

○資源推進課長（涌井敬太） 西東京市に限らず、清瀬市、東久留米市も同様でして、量が違うんですが、清瀬市、東久留米市の場合は約半分、西東京市は全量なんですけど、独自で業者に回収をしていただいております。そのように聞いております。ですから、資源回収していないということではなくて、柳泉園に搬入せずに直接資源として再利用されていると、結果、柳泉園に入ってくる量が西東京市はゼロ、清瀬市、東久留米市については約半分という量になっているということで聞いております。

○9番（粕谷いさむ） わかりました。何かの方法で回収をして処理しているというのはわかるんですけども、では、西東京市が出している業者の方は全く柳泉園組合とは関係ない業者ということで、ほかのところで処理をしているという理解でよろしいわけですね。わかりました。ありがとうございます。

○議長（篠宮正明） ほかに質疑ございますか。

○6番（相馬和弘） 1点質問しますが、10ページの焼却残渣、焼却灰の処理についてのお尋ねなんですけど、小金井市分ということで数字が出ています。焼却残渣については、焼却は何々市のというよりも一括して焼却をしますもので、持ち込まれた可燃物に一定割合を掛けて数字を出しているのかどうかということでお尋ねをしたいんです。

可燃物の全量の大体13%が焼却残渣ですけども、コンマ以下の数字が微妙に違ってきますので、こういうのはどういうふうに数字を出しているのかということと、現在、焼却残渣は全量エコセメント化施設へ持ち込んでいるのかという、これは確認で、過去に焼

却灰を茨城へ一部持って行って、それがトラブルになったケースもありましたけれども、全量持っていつているかどうかということの確認と、埋め立てのときは、搬入の配分量というのがノルマがあって、それをオーバーすると罰金を取られたということがあったんですが、エコセメント化で焼却灰もリサイクルをするよということで稼動して、この辺が、いわゆる持ち込み量と需要と供給の関係、あるいは一定のこのぐらゐの持ち込みでこれ以上はだめだよという、そういうことがどうなっているのか、その点についてお尋ねをいたします。

○技術課長（櫻井茂伸） まず、エコセメントの関係でございますが、エコセメントは全量を搬入させていただいております。

それで、バランスでございますが、私どもはそういうことは特別どこから幾つ入れてとか、そういうことはなくて、私どもで出しているものをすべて受け入れていただいているということになっております。

あと、これは小金井に搬入した量をパーセント割合で出させていただきます。

○6番（相馬和弘） 搬入割合で焼却残渣の数値を出しているということですが、これは少し細かい数字の話ですが、13%のコンマ以下の数字がそれぞれ違うんですが、それは誤差の範囲内ということで理解してよろしいかどうかということと、では、将来的にも焼却残渣については、双方過不足があるとかないとかという議論は別にしても、全量持ち込みでオーケーだということで、一定のノルマがあったり、ペナルティーがあったりするということは将来的にもないということで理解してよろしいかどうか、お尋ねをします。

○技術課長（櫻井茂伸） 今の現状ではエコセメントについては全量受け入れをいただいているんですけれども、これから先というのはまだ正直なところは少し申し上げることはできないと現状では思います。

それから、数字なんですけれども、これは丸め方で少しばらばらしちゃっている形になっているものですから、小数点以下の四捨五入のところは少し数字がずれていると思います。申しわけございませんでした。

○管理者（野崎重弥） 今、技術課長が御答弁させていただきましたけれども、東京たま広域資源循環組合との関係で、現在、向こうの組合も当初予定していた生産量でおおむね順調だという話は伺っております。

ただ、東京たま広域資源循環組合にエコセメントの原料となる焼却灰をどういった形で

今後もこれまでと同じように出ささせていただけるのか、それとも、もっと欲しいという話になるのか、少し減らしてほしいという話になるのかは、大変申しわけございませんけれども、まだ具体的な形でお話はちょうだいいたしておりません。

ただ、当初さまざまな課題があったとは聞いておりますけれども、順調に稼動しているということもお聞きいたしておりますし、製品としての生産量も当初予定していたとおりの量で製品化されているという話も聞いております。

ただ、今後、こういった形での焼却灰の引き受け量になるのかという話については、具体的にお話をちょうだいしたということはありません。

○議長（篠宮正明） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） ほかにないようでしたら、以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（篠宮正明） 続きまして、「日程第5、平成19年度柳泉園組合行政視察の実施について」を議題といたします。

本件については事務局より説明をいたさせます。

○総務課長（大野常雄） 行政視察につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、「平成19年度柳泉園組合行政視察（案）について」と題した書類をごらん願います。

視察の目的につきましては記載のとおりでございます。

視察先でございますが、午前中は、埼玉県のPFI事業により熱分解ガス化溶融方式でごみ処理を行っておりますオリックス資源循環株式会社の寄居本社工場の焼却施設を視察いたします。午後は、同一敷地内でございます株式会社ウム・ヴェルト・ジャパンの寄居工場で行っております蛍光管のガラス及び水銀等のリサイクル施設を視察いたします。

なお、このたびの視察は、日帰りで視察ができ、オリックス資源循環株式会社につきましては先進の焼却施設であり、近隣の市で可燃ごみ等を持ち込んでいるところもあるので、参考に視察することにいたしました。株式会社ウム・ヴェルト・ジャパンにつきましては、当組合の契約先である野村興産株式会社と同様なりサイクルを行っておりますので、関連のある施設として視察するものでございます。

次に、実施日及び行程でございますが、実施日は10月31日（水）を予定しており、

行程につきましては、当日はバスによる移動を予定しており、午前8時30分に組合を出発いたしまして、昼食休憩を挟みまして、同工場を視察後、午後4時ごろに組合に到着する予定でございます。

視察先の概要等につきましてはパンフレット等のコピーを添付いたしました。

○議長（篠宮正明） 以上で説明は終わりました。

これより行政視察に対する質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。平成19年度柳泉園組合行政視察につきましてはただいまの報告のとおり実施したいと思います。これに御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 御異議なしと認めます。

それでは、以上のとおり決しました。御参加のほどよろしく願います。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成19年第3回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午前11時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 篠 宮 正 明

議 員 長谷川 正 美

議 員 原 正 子